



# 公益社団法人長野県社会福祉士会 & 権利擁護センターぱあとなあがの



■ **社会福祉士**は、1987(S62)年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格を持つ、福祉領域の相談援助専門職です。

■ **社会福祉士会**は、相談援助専門職である社会福祉士が組織する職能団体です

■ **長野県社会福祉士会**は、

県民生活の支援と権利擁護を図り、

誰もが住みよい社会づくりをめざします



## 権利擁護センターぱあとなあがの

- ◆ 本会の内部組織で「成年後見制度等権利擁護に関する事業」を行うセンターです。
- ◆ 通称“ぱあとなあ”会員は、登録要件を満たしている者で更新のための義務が課せられており、会がその資質等の担保を図っています。
- ◆ ぱあとなあ会員は、社会福祉士の特性を活かし、成年後見制度を活用して、判断能力が十分でない高齢者・障がい者に寄り添いながら支援します。

## 成年後見人等候補者の推薦

- ◆ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見支援センター等からの依頼を受け、成年後見人等候補者の推薦を行います。
- ◆ 「ぱあとなあ会員」の推薦は、長野家庭裁判所に「成年後見人等候補者名簿」として提出されている中から行います。



## 長野県社会福祉士会・ぱあとなあがの

◆ 〒380-0836 長野県長野市南県町 685-2 長野県食糧会館 6F

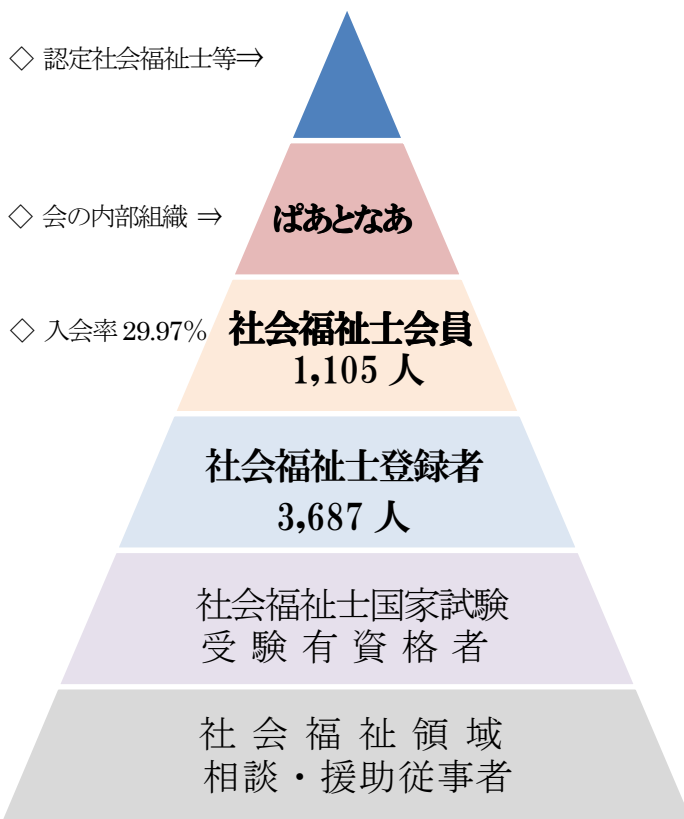
TEL:026-266-0294

E-mail:info@nacs.jp

FAX:026-266-0339

U R L :http://nacs.jp

# ばあとなあイメージ&会員の要件・義務等



(会員数は 2017 年 5 月 31 日現在)

## 【ばあとなあ会員要件】

- ① 社会福祉士会会員である事
- ② 成年後見人養成研修の修了
  - 全5回の集合研修及び課題提出
  - 受講要件は基礎研修Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ修了者
- ③ ばあとなあ名簿登録料(会費)の完納

## 【会員義務】

- ① 毎年指定期日までに活動報告を行うこと。
- ② ばあとなあ役員による全件面談に応じること。
- ③ ばあとなあ保険に加入すること。
- ④ 継続研修等を受講し自己研鑽に努めること。

## 【第三者による助言・指導】

ばあとなあは、司法・医療などの実務家・学識経験者をメンバーとする「業務監査委員会」を設置し、助言・指導を受けています。

## 【ばあとなあ会員&受任件数】

- ◆ばあとなあ会員：219人(長野家庭裁判所提出「成年後見人等候補者名簿登録者」H29年度)
- ◆後見人等受任者数：87人(H29.2報告現在)
- ◆〃等受任件数：221件(H29.2報告現在)

## 成年後見制度とは……

多くの方に周知してください

認知症、知的・精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

### 法定後見制度=判断能力が不十分になった場合

家庭裁判所の審判によって、援助者として成年後見人等(判断能力に応じて、成年後見人・保佐人・補助人)を選任する法定後見制度です。

家庭裁判所に審判の申立てが必要で、申立ては4親等内の親族及び市町村長ができます。

成年後見人等受任者は、親族や専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)が受任しています。

### 任意後見制度=判断能力が十分あるうちに

十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、予め自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関することについて代理権を与える契約を、公正証書によって結んでおくものです。契約手続きは、公証人役場で行います。



申立者 (H27長野家裁)  
◇市町村長：75(14.6%)

受任者 (H27長野家裁)  
◇親族：28.6%  
◇第三者：71.4%  
・弁護士：17.1%  
・司法書士：25.9%  
・市町村社協：12.8%  
・社会福祉士：10.7%  
・行政書士：4.9%